

石川県警察音楽隊に関する訓令

平成17年3月14日

石川県警察本部訓令第7号

改正 平成18年4月28日

石川県警察本部訓令第14号

石川県警察音楽隊に関する訓令を次のように定める。

石川県警察音楽隊に関する訓令

石川県警察音楽隊に関する訓令（昭和53年石川県警察本部訓令第20号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、石川県警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第2条 音楽隊は、音楽を通じて警察広報を効果的に推進し、県民と警察との融和を図り、もって警察活動の理解と協力を得るとともに、警察職員の士気を高め、情操を豊かにすることを任務とする。

（編成）

第3条 音楽隊は、隊長、副隊長、楽長、副楽長及び音楽隊員をもって編成する。

（指定等）

第4条 隊長は総務課広報室長の職にある者を、副隊長は総務課課長補佐（広報担当）の職にある者をもって充てる。

2 隊長及び副隊長以外の音楽隊員（以下「隊員」という。）は、警察職員のうちから警察本部長が年度ごとに指定する。

（隊長、副隊長、楽長及び副楽長の任務）

第5条 隊長は、警察本部長の命を受けて、音楽隊の隊務を掌理し、その責に任ずるものとする。

2 副隊長は、隊長を補佐する。

3 楽長及び副楽長は、隊長及び副隊長の命を受けて、隊員を指揮監督し、常に技術の向上を図るとともに、楽器その他の用具の管理の責に任ずるものとする。

(教養訓練)

第6条 隊員の演奏技術の向上を図るため、次の各号に掲げる区分により教養訓練を行うものとする。

- (1) 定期教養訓練は、派遣する行事内容に応じて実施するものとする。
- (2) 特別教養訓練は、重要な派遣行事の開催前に実施するものとする。

(勤務計画の策定及び通知)

第7条 隊長は、毎月20日までに翌月分の音楽隊勤務計画を策定し、隊員が属する所属に通知しなければならない。

(部外講師)

第8条 音楽隊に演奏技能の向上を図るため、講師を置くことができる。

2 講師は、部外の適任者から警察本部長が委嘱する。

(派遣)

第9条 音楽隊の派遣演奏は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 警察の主催又は共催する諸行事で、その必要があると認められる場合
- (2) 国又は公共団体が主催する行事で、警察広報活動の効果があると認められる場合
- (3) その他音楽隊を派遣することにより、顕著な警察広報活動の効果があると認められる場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に警察本部長が派遣を必要と認めた場合

2 前項各号に基づく派遣要請は、その期日の前月の20日までに警察本部の所属長又は警察署長を経由し、石川県警察音楽隊派遣要請書(別記様式)によって申請するものとする。

(所属長の協力)

第10条 警察本部の所属長及び警察署長は、音楽隊の教養訓練及び派遣演奏について積極的に協力しなければならない。

(雑則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、音楽隊の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年4月28日から施行する。

